

静岡県告示第428号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年6月9日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

横田久命No. 3 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
賀茂郡	松崎町	大澤	久命	次に掲げる地番の土地に存する標柱15号から20号までを順次結んだ線、平成20年静岡県告示第274号で指定した標柱1号と15号、同告示で指定した標柱4号と20号を結んだ線及び同告示で指定した標柱1号から4号までを順次結んだ線に囲まれた区域	
				206-1	15号
				208	16号
				215-1	17号
			横田	216-1	18号
				348-1	19号
				348-1	20号